

# 1939年—イギリスの選択

## — 最近のイギリス1930年代研究との関連で —

1939 — Britain's Choice  
— In Connection with the Recent Research Concerning the Britain's 1930s. —

鈴木 豊彦

Toyohiko SUZUKI

### 1. はじめに—先行研究と本論の目的

2022年2月には、ロシアのプーチンによるウクライナ侵攻があり、従来は一部マスコミが喧伝していた第三次世界大戦の勃発が、にわかに現実味を帯びてきた感が強い。単純なアナロジーは慎まなければならぬが、第二次世界大戦直前の国際関係と現代世界の政治状況との比較や、30年代外交史研究からの「歴史的教訓」の引用的解釈については、今後ますます需要が高まることが予想されるのである。

30年代研究は、第二次世界大戦後の米ソ冷戦下に進展し、イギリスにおいては、30年代外交と同義的に扱われる宥和政策の持つイデオロギーおよび道義的要素を反映して、政治論争的性格を帯びることになる。50年代までの欧米学界においては、ミュンヘン会談を頂点に、宥和政策が持つ反共性や非道義性を強調する傾向の研究が主流を占める。ところが61年に、A.J.P.テイラーは『第二次世界大戦の起源』の中で、従来のヒトラー像を覆し、ヒトラーの侵略は計画的ではないとする新たな見解を提示する。同書は、従来の宥和政策研究が持つイデオロギーや道義的視点の強調を覆し、現実的政策として宥和政策観を提起する嚆矢となる<sup>1)</sup>。これ以降、大戦原因論や

宥和政策研究の上で「修正主義的な」傾向が現出するのである。70年代以降は、英国の公文書法改定により、30年代の資料についても保管期間が短縮され、公文書等の一次資料を駆使する実証的研究が続出する。その特徴は、佐々木雄太によれば、政策決定過程分析の緻密化およびグローバルな英帝国の諸權益への着目の進展を特色とするものである<sup>2)</sup>。

我が国の第二次世界大戦前史研究には、斉藤孝『第二次世界大戦前史研究』などの先駆的研究がある。斉藤は、宥和政策批判の立場および反ソ性や階級対立の観点から、実証性の高い研究成果を生み出した。70年代以降における、広範な一次資料を駆使した研究としては、木畑洋一や佐々木雄太の研究がある。木畑の研究は本格的な資料研究の先駆であり、ポスト・ミュンヘン（ミュンヘン会談後）期の宥和政策を取り扱ったものがある。佐々木の研究は、30年代当時のイギリス帝国とグローバルな国際環境との相関性に注目し、指導者層に焦点を当てて対外政策決定過程の特質を明らかにするものである<sup>3)</sup>。90年代以降は、直接30年代を研究対象にする成果は減少し、20年代にまで起源を遡り、ヴェルサイユ体制の構造的修正や安全保障政策と関連づけながら、従来は30年代外交で主に取り扱われた

「宥和政策」を拡大解釈する立場で、イギリス外交を論じる研究はあるが、30年代イギリス外交を正面から取り扱った論考は少ない。その点で、本稿がもつ研究上の意義がある<sup>4)</sup>。

本稿においては、最近刊行された、フレデリック・テイラー『一九三九年—誰も望まなかった戦争』を中心に、リチャード・オヴァリー『夕闇の時代—大戦間期のイギリスの逆説』を随所に折り込みながら、イギリスにとり39年とはどのような意味を持つのか、どのようにして第二次世界大戦に参戦することになるのかについて考察する。さらに30年代の経験と、今日のヨーロッパ国際関係、端的には「プーチンの戦争（ロシアによるウクライナ侵略）」などの事象との相関性についても考えてみる。

ところで、フレデリック・テイラー（以下、F.テイラー）とリチャード・オヴァリー（以下、オヴァリー）は、ともにイギリスの歴史研究者であり、F.テイラーはドイツ現代史、オヴァリーは第二次世界大戦およびナチス第三帝国を中心とするドイツ現代史の専門家である。

ここで取り上げる、オヴァリーの著作（以下『夕闇の時代』）が、戦間期イギリスの国内状況に限定する叙述内容であるのに対して、F.テイラーの著作（以下『一九三九年』）は、ドイツ・イギリス双方の社会状況を取り上げるなど、叙述の対象は異なるものといえる。しかしながら、両者の著作は、ともに政治外交史に限定することなく、広く社会・思想・文化的分野までも視野に入れて記述するなど、研究対象やリサーチの方向性が重なっている部分も多い<sup>5)</sup>。

## 2. 38年ミュンヘン—戦争へのプロローグ

### 2-1 黄昏の中の30年代イギリス

オヴァリーは、戦間期（20年～30年代）の

イギリス社会を、「夕闇の時代」と捉え、暗黒（戦争）へと切り替わる寸前の全てが黄昏れの曖昧な（衰退の象徴）時代として認識しているのである。彼は著書の中で、戦間期（特に30年代）のイギリス外交の特徴を以下のように総括している。「国際連盟の主導的役割を担ったイギリスは、公式の立場として対話による国際関係の解決の原則を保持し、大国の協調を原則とする外交を継続的に展開する」としたのである<sup>6)</sup>。

歴代イギリス政府は、ヨーロッパ大陸で覇権を求めるフランスを脅威と捉え、むしろ連盟未加入のアメリカとの協力を望む。戦間期を通じて、イギリスでは、帝国の存続・国際平和・（ポンドを基軸とする）安定した経済秩序の維持こそが、重要な国益と見なされたが、そのいずれも30年代には重大な挑戦を受けるのである。イギリス政府（保守党中心の挙国一致内閣）首脳は平和的解決を模索するが、日本・イタリア・ドイツが顕在的な脅威になると、再軍備計画に着手することになる。ネヴィル・チェンバレン蔵相（後に首相）は、34年以降に再軍備（軍拡）を開始し、36年に軍備増強4か年計画を策定してこの動きを加速化する。

ここで留意すべき点は、チェンバレンの主眼は軍拡による対抗ではなく、「大いなる解決」と呼ぶ四大国（英仏独伊）中心の国際協調による平和の創出を図ることにあった。これは「宥和政策」と呼ばれる30年代イギリス外交の基本方針に他ならない。その宥和政策が策定される背景には、イギリス国民全体が厭戦主義とでも呼ぶべき根強い平和志向を醸成していた点を指摘することができる。

30年代後半のイギリスにおいて、「戦争の不安が病的に高まり、多様な分野の公論や社会的影響力を持つ階層に多大な影響を及ぼした」ことは事実である<sup>7)</sup>。こうした平和主義

や戦争への恐怖は、イタリアのアビシニア（エチオピア）戦争やスペイン内戦を通じて決定的に変化し、やがて来るべき戦争への予感呼び起こすことになる。

本論では、39年のイギリスの選択を考える前提として、38年9月のミュンヘン会談・39年3月のドイツによるチェコスロヴァキア完全征服（チェコスロヴァキア危機）・39年9月のドイツによるポーランド侵攻（第二次大戦開始の原因）を取り上げて論述する。その全ては、39年のイギリスの選択に収斂する事件である。

## 2-2 ミュンヘン会談の国際環境

ミュンヘン会談とは、38年9月29日から30日にかけて、ドイツのミュンヘンに、イギリス・フランス・ドイツ・イタリア四大国政府首脳（チェンバレン、ダラディエ、ヒトラー、ムッソリーニ）が参加して、チェコスロヴァキアのズデーテン地方（ドイツ系住民が約310万人在住）併合を望むヒトラーの要求を、英仏伊の首脳が承認し保証した会談をさす。会談開催までの経緯は概ね以下の通りである。

チェンバレンは、英独両国の首脳会談によるズデーテン問題の早期解決を図り、38年9月15日に、ベルヒテスガーデンにある官邸別館を訪れ、第1回目会談を行う。彼は、ズデーテン・ドイツ人の自治獲得のためには戦争も辞さないと主張するヒトラーの強硬な態度を宥めて、最終的な斡旋案を調整することを確約する<sup>8)</sup>。帰国後、チェンバレンはチェコスロヴァキア政府に対する斡旋案を作成し、9月18日には、フランスのダラディエ首相とボネ外相をロンドンに招いて、英仏共同提案にまとめチェコスロヴァキア政府に提示する。提案内容は大きく二つに要約できる。第一は、ズデーテン地方のドイツへの割譲であり、第二には、35年に締結したフランス・

ソヴィエト連邦・チェコスロヴァキア間の相互援助条約の破棄である<sup>9)</sup>。交渉の結果、9月21日に、チェコスロヴァキア政府はイギリス・フランス提案を受諾する。そしてチェンバレンはドイツのゲーデスベルクに飛び、9月22日と23日にわたりヒトラーとの第2回目会談に臨む。ところがヒトラーは、交渉条件をつり上げて、ズデーテン地方の即時譲渡を要求して、10月1日まで譲渡されない時には軍事占領を行うと関係三国に通告する<sup>10)</sup>。チェコスロヴァキア政府は、これを拒否して総動員令を発する。フランス政府は一部動員令を命じ、イギリス政府も、海軍に部分動員令を発して、国民全体に空襲への準備を指示する。こうして欧州諸国は戦争の危機に直面することになるのである。

この国際的危機に臨み、ソヴィエト連邦は、9月21日にチェコスロヴァキアに対する援助を表明し、他方、アメリカ合衆国のローズヴェルト大統領もズデーテン問題の解決に向け調停を提案するが、英仏はヒトラーとの直接交渉を選択する<sup>11)</sup>。27日にチェンバレンは、ムッソリーニにヒトラーとの国際会議の斡旋を依頼する。そしてイタリアのイニシアティブにより、ミュンヘンでの四大国首脳会談開催が決定する。こうしてヨーロッパにおける戦争の危機は、ひとまず瀬戸際で回避されることになる。

「ヒトラーはチェコスロヴァキアがドイツの要求を拒否したとして、26日に武力制圧を宣言する。翌27日にベルリンで軍事パレードを行うが、市民の顔が異様に暗い（戦争を望んでいなかった）のを見て、ヒトラーは不興になった」という記録がある<sup>12)</sup>。同様にイギリス国民も戦争に反対する意見が多数を占めていたのである。結論的に言えば、38年9月の段階では、英独両国民の多数は戦争に対する拒否反応がまだまだ強かったといえる。

## 2-3 ミュンヘン会談の帰結

現在の代表的な歴史解釈は、ミュンヘン会談は小国チェコスロヴァキアを大国の権力外交の犠牲にして、暫時の平和を担保したとする、宥和外交自体を否定的に捉える説である。当事国チェコスロヴァキア代表が会議に出席を許されなかった点、ソヴィエト連邦が招聘されなかった事実を以て、西欧四大国による帝国主義的な利害調整や大国の反共的権力外交がミュンヘンで展開されたとする解釈が、一定の合理性を持つとされる<sup>13)</sup>。しかし事實はそのように単純なものではない。

ミュンヘン協定の基本的性格は以下のように要約できる。第一に、四大国の協調によるヨーロッパの平和の創出という構想は、19世紀のウィーン体制以来、ヨーロッパ諸列強の外交上の基本原則として追求されてきた歴史があること<sup>14)</sup>。第二に、イギリス・ドイツ両国の関係改善が西欧政局の安定に寄与するという見解は、第一次世界大戦の経験から、戦間期のイギリスで政財官界の指導者層に強く支持されていたこと。第三に、英仏が四大国の保障体制確立のために、民族自決の原則（ズデーテン地方のドイツ人）に基づき、ナチス・ドイツの領土的要求を受け入れたこと。

なぜチェンバレンは、ドイツの要求を全面的に受け入れてまでも、同協定を成立させたのか。その背景には、イギリスが、世界中に散在する帝國的権益を保障するだけの能力を喪失しており（オーヴァー・コミットメント）、またヨーロッパの状況変化（ファシズム勢力の台頭）に自国の再軍備のスピードが追いついていないとする彼の状況認識がある。不安定なパートナーであるフランスや孤立政策に回帰するアメリカ合衆国への不信感も当然あった。そこで、自らがシャトル外交を行うことで、英独を中心に仏伊を取り込む協調の枠組み（「大いなる解決」）を作り、「第

二のロカルノ」をめざしたのである。

そう考えれば、成果を獲得できたと確信したチェンバレンが、ミュンヘンからの帰国に際して、ロンドン・ヒースロー空港で英独両国の不戦宣言書を示して、ベルリン会議（1878年）のディズレーリ以来、再びヨーロッパから平和を持ち帰ったと誇示したことも理解できるのである<sup>15)</sup>。

## 3. かくして戦争は始まる—39年のタイムテーブル

### 3-1 39年3月までの国際環境

ミュンヘン会談後の38年9月から、ドイツ軍のポーランド侵攻により第二次世界大戦が勃発するまでの、約1年間の四大国の関係について概括する。この間ドイツ・イタリアの同盟関係は、スペイン内戦への干渉をとおして進展し、特に39年以降は、軍事的側面からも強化される。一方でチェンバレンは、ドイツ・イタリア同盟に楔を打ち込もうと、38年11月にイタリアのエチオピア併合を承認する。さらに地中海・紅海地域の現状維持などを目的とする、イギリス・イタリア復活協定を批准している。彼はドイツに対しても、東欧諸国へのドイツの経済進出に関しても一定の理解を示すなど、経済的宥和政策を推進している<sup>16)</sup>。

このチェンバレンの外交姿勢は、単にドイツ・イタリアに対する弱さの証左というよりは、自国の再軍備の時間的猶予を獲得するための時間稼ぎと、自国権益防衛のために「大いなる解決」を目的とするグローバルな外交戦術であった。さらにその背景には、スペイン内戦以降のイギリス社会の分断、即ち多数派の絶対的平和主義と戦争の準備をすべきと主張する、より少数のグループの分断がある。チェンバレンの政策には両派の性格が象徴的に反映されていたのである<sup>17)</sup>。

一方、フランスはミュンヘン会談以降、ヨーロッパ大陸における影響力を失墜し、中東欧諸国は急速にドイツへの接近策を対外政策の基軸にすることになる。こうして20年代のロカルノ体制以来堅持された、フランスのドイツに対する政治的・軍事的優位性は完全に崩れ、ヨーロッパ大陸におけるパワーバランスは、大きく変更されるのである。結果的にフランス政府にとり、ドイツ・イタリアへの対抗上、イギリスとの同盟関係の重要性が増大し、同国への外交的依存度は深まることになる。さらにポスト・ミュンヘン期において、西欧四大国は共通して、ソヴィエト連邦への働きかけを行わず、ソヴィエト連邦を疎外する形でヨーロッパ国際政治は展開されるのである。

### 3-2 39年3月以降の国際環境

ここでは、39年3月のドイツによるチェコスロヴァキアへの侵攻（チェコスロヴァキア危機）から、9月のポーランド侵攻までの期間について概観する。

39年3月15日、チェコスロヴァキア大統領ハーハは、ヒトラーの脅迫に屈して、自国のドイツ編入を承認する議定書にサインをする。同日ドイツ軍はプラハに入城し、チェコスロヴァキアの残部（ズデーテンを除く）を占領する。この時にヒトラーが発したチェコスロヴァキア国民に発したメッセージの内容は、驚くほど今回のプーチンによるウクライナ侵攻時の声明に類似しているのである。以下その一部を記述する。「ほんの数か月前にも、ドイツはチェコスロヴァキア政府の過激なテロリズムに対して、一定の地域にまともな暮らしをしている民族同胞を保護するために動かざるを得なかった。……いまやこうした平和に対する脅威を完全に取り除き、これらの生存権において必要とされる新たな秩序

を形成するための土台を築くために、今日、私はベーメン・メーレンに、軍を派遣することを決定したのである……」<sup>18)</sup>

39年3月の対ポーランド安全保障宣言から、8月のイギリス・ポーランド相互保障条約締結時まで一貫して継続する、イギリスの対ポーランド安全保障供与をどう考えるべきか。従来の有力な解釈としては、戦争と平和の問題を事実上ポーランドに委ねることにより、イギリスはヨーロッパの現状維持のために戦争に巻き込まれたとする批判的言説がある。その例証としては、イギリスがドイツの覇権政策阻止の目的でダンツィヒの現状維持のために、ポーランドに対して事実上の白紙委任を与えたとする見解をあげることができる<sup>19)</sup>。他方で、安全保障宣言から相互援助条約締結までの対ポーランド政策を詳細に検討した結果、イギリスはこの条約調印に消極的であり場合により保障の撤回までも検討していたとして、対ドイツ宥和政策の継続性を主張する説もある<sup>20)</sup>。しかし今日的視点に立てば、歴史的事実としては、ポーランドに対するイギリスの保証は、「ポーランドの独立を守ることを保証した」ものであり、国境線の現状維持までも保証するものではないのである<sup>21)</sup>。

また最近の研究の成果から、ヒトラーがミュンヘン会談の合意を破ることにより、イギリス国民の世論が大きく変化（すなわち対独強硬へ）したばかりではなく、39年3月にスペイン共和国政府の敗北が決定的になったことが変化を生んだとされる。すなわちイギリス国民にファシズムへの直接的対峙を自覚させることになるのである。この点について、オヴァリーは「ミュンヘン危機の後、文明を救うことの意味が、ヒトラーとの対決あるいは平和活動の強化に積極的に関わろうとする強い決意が国民に見られるようになる」

と指摘している<sup>22)</sup>。

本論では、上記の議論も考慮に入れながら、この間のイギリス外交の基調を検討して、対独宥和政策の継続性について検証する。

### 3-3 39年8月一戦争直前のヨーロッパ

8月23日、チェンバレンはヒトラーに親書を送る。文中で、ヨーロッパで戦争が起きた場合に、イギリスは前大戦勃発時のような曖昧な態度は絶対とらないうとして、ポーランドに対する義務を明確にした上で、紛争時の平和的解決方法として、ドイツ・ポーランド両国による少数民族問題の調査、および当事国間の直接交渉、中立国による調停の有効性と調停の国際的保障などについても言及している<sup>23)</sup>。この時点で、チェンバレンが、ミュンヘン協定時のように大国が一方的に要求を押しつけることなく、紛争当事国間の直接交渉による解決方式を模索し、国際保障体制を確立することを重要視していた点が窺える。

当時ドイツでは、リッペントロップ外相を中心にソヴィエト連邦との提携が推進されており、8月23日に独ソ不可侵条約が成立する。ヒトラーには、独ソ提携により、英仏両国のポーランド支援体制に楔を打ち込もうとする意図があったとされるが、イギリス政府のポーランド支援の意志を変更させることはできなかった。そこでヒトラーは、ポーランドの国際的孤立とイギリスへの揺さぶりを意図して、25日に、「イギリス・ドイツ相互援助条約」の提案を行うのである。同提案の要点は、ポーランド問題がドイツ側の意向に叶う形で解決されることを前提として、ドイツの旧植民地返還の実現や独伊および独ソ関係の現状承認などを条件に、英独間の相互援助・保障の確立、軍縮への同意、ドイツの西部国境の最終的確認の意志表明など広範にわたる内容である<sup>24)</sup>。

この提案を受けて、28日にイギリス政府はドイツへの回答を送る。回答内容は以下のとおりである。イギリスはドイツ提案に原則的に同意するが、両国間の広範な協力体制の実現には、現在のポーランド問題の平和的かつ合理的な解決が前提となる。また当事国間の直接交渉による解決は可能であり、イギリス政府は調停者として尽力する用意があると主張する<sup>25)</sup>。当然イギリスの回答には、ドイツが要求を自制することを前提に、ポーランド側に妥協案を受け入れるように説得する意向も含意されている。事実24日には、イギリス政府からムッソリーニにドイツに対する仲介を依頼して、ポーランドの権利の保護と国際的承認を条件に、イギリスがポーランドに働きかける可能性も示唆している<sup>26)</sup>。

8月28日の英独会談では、ドイツ側のポーランドに対する領土変更要求の内容が、最大の焦点とされた。ヒトラーは、3月のドイツからの「寛大な解決案」をポーランドが拒否したことを理由に、ダンツィヒと回廊全体の併合、シュレージェン地方での国境改訂以外は受け入れないとする要求を新たに出している。これに対して、イギリスのヘンダーソン駐独大使は、ドイツが過度な要求に固執せず交渉による平和的解決を図るように求める<sup>27)</sup>。

8月29日に、ドイツ政府から、前日の英独会談で持ち帰った保留事項についての回答があった。ヒトラーは、ダンツィヒ及び回廊部の全面返還を要求する一方で、イギリス政府が勧告するドイツ・ポーランド間の直接交渉を原則的に受け入れる。そして30日中に、ポーランド政府が全権代表をベルリンへ派遣すべきこと、それまでにドイツ側は解決案を準備すると通告する<sup>28)</sup>。交渉相手国の代表を一方的に呼びつける、ヒトラーの手法は、38年のオーストリア併合の時も、39年のチェコスロヴァキア危機の時も同様であった。今

日、このヒトラー回答は、当初8月26日に計画され、その後9月1日に延期した対ポーランド武力侵攻のカムフラージュに過ぎなかったとする説が有力である<sup>29)</sup>。

30日深夜、イギリス政府はリップントロップから16条の提案（マリエンヴェルター提案）を一方向的に通告される。同提案の内容は、ダンツィヒの即時返還とポーランドへの代償として、グダニスク港の確保、住民投票による回廊部の帰属決定、投票で敗れた側に対する治外法権的連絡施設の建設承認等を含むものである<sup>30)</sup>。

31日正午に、ハリファックス外相は自国の駐在ポーランド大使を通じて、ポーランドのベック外相に、ドイツとの直接交渉に原則同意するように勧告する<sup>31)</sup>。ベックはドイツとの実質的な二国間交渉には懐疑的であり、ドイツ駐在のポーランド大使に、ドイツ提案を受理する権限を付与することなく、対独交渉は進展していなかった。

ハリファックスはポーランド側の対応に不満を持ち、9月1日午前0時50分に、ベックにドイツ駐在のポーランド大使に、ドイツ政府の提案文書を受け取る権限を付与するように働きかける。大戦前における、イギリス政府の最後の公式訓電である<sup>32)</sup>。9月1日午前4時45分に、ドイツ軍はポーランド侵攻を開始し第二次世界大戦が勃発する。

## 4. 終わりに—1939年と現代

### 4-1 宥和政策の本質

これまで宥和政策の頂点は、ミュンヘン会談とする通説が有力であるが、それは正しいことであろうか<sup>33)</sup>。チェンバレンは、ドイツによるチェコスロヴァキア併合直後の対ポーランド安全保障宣言後も、粘り強く宥和政策を追求しており、39年9月3日の対独宣戦布告まで継続している。この前提を踏まえて、

39年3月から9月における、対ポーランド安全保障宣言と大戦直前の国際会議をめぐる英独外交の動きについて検討する。

30年代後半のイギリス外交は、36年のスペイン内戦問題や38年のズデーテン問題などの西欧国際政治の危機に臨み、ドイツ・イタリアなどファシズム勢力との全面的対立を意図的に回避することに目標の力点がおかれた。スペイン内戦については「不干涉政策」、ズデーテン問題については「ミュンヘン会談」での解決が図られるのである。イギリスおよびフランスの「宥和政策」は第二次世界大戦を阻止できなかった点で、戦後の米ソ冷戦下において、チャーチルなどに代表される欧米での戦勝国史観の中で、否定的な評価を受けることになる<sup>34)</sup>。

ミュンヘン会談の叙述の中でも触れたが、当時のイギリス・フランス両政府の保守系政治家の間に根強い反共イデオロギーの傾向や、ミュンヘン会談での両国政府のチェコスロヴァキアへの対応における大国主義的（帝國主義的）性格などについて、今日的視点から、宥和政策の政策的・道義的責任を総括することは必要である。その上で、研究上より重要なことは、30年代後半のヨーロッパという地理的・同時代史的制約の中で、宥和政策の政策的妥当性について検証・再評価することである。

ミュンヘンで、チェンバレンが目指した「四大国によるヨーロッパ国際政治の自律的解決」という理念は、機能不全に陥った集団安全保障体制に代わり、ウィーン体制以来の伝統的ヨーロッパ外交の復活をめざす政策であった。この問題意識は、現代国際政治史における重要な課題である<sup>35)</sup>。これまでの研究によれば、ヒトラーがミュンヘン会談の協定内容を反古にした39年3月以降も、チェンバレンは四大国協調の可能性を追求していたと

される<sup>36)</sup>。オヴァリーは『夕闇の時代』の中で、筆者が宥和政策に見出す積極的性格とはやや趣旨を異にする描写で、臨戦態勢に臨むイギリス社会を写す鏡として、チェンバレンを描いている。「彼はヒトラーの撤退を心から願い、ミュンヘンの譲歩を繰り返す選択肢はないことを確信し、戦争の現実を目の前に見た。平和の道をあれほど模索した政治家が、戦争だけが未来を保障すると認めたのだから、悲劇としか言いようがない」というのである<sup>37)</sup>。このチェンバレン像は、かなり同情的ではあるが、従来のチャーチル史観から逃れられてはいない。またオヴァリーは別の箇所でも、以下のようにも述べている。本来は平和主義者に近い立場にあるチェンバレンが、「脅威に対して、再軍備を抑止の手段として捉え、十分な戦力を保持すれば他国は侵略の意思を失うと考えた」結果が、再軍備と宥和政策の併用政策であった。近年の歴史学の成果を踏まえ、オヴァリーは、宥和政策を「已むを得ない事情と政治的理由があり、ドイツと戦争を回避する合意を結んだわけだが、同時に、戦争が始まるという予見と恐怖が広く共有されていた」社会の反映に基づく政策である点を指摘している<sup>38)</sup>。

宥和政策に関するこの視点は、確かに新しい。F.テイラーの著書にも共通して言えるのだが、従来のイギリス30年代研究が政治外交史に偏している中で、この二つの著作は、あまり取り上げられなかった当時の民衆や社会の実像を、一次資料を活用しながら叙述している点に、研究上の独自性がある。

#### 4-2 「プーチンの戦争」と現代

39年のイギリスの選択から現代世界を省みる時に、いかなる意味を汲み取ることが出来るのか。今日の「プーチンの戦争」に見られる大国の侵略をどう考えるべきなのか。木畑

洋一は最近の著作の中で、「プーチンの戦争」は、時計の針を巻き戻す、帝国主義的戦争として捉えている。彼は、現在のロシアの行動を考える時に、ロシア帝国からソヴィエト連邦へと続く中で、「ロシアを中心としてその周りの地域を周辺とする、支配—被支配関係が見られる帝國的構造がそこには存在したのであり、ウクライナはその周辺部の一つである」ことを指摘する<sup>39)</sup>。現代史上、第一次世界大戦までは、弱肉強食の時代であり戦争は大国が植民地を拡大する常套手段であった。その後、戦間期の「戦争違法化」の動きが一般化し、戦後の国際機関による集団安全保障体制（戦勝国支配体制）が確立するにつれて、「植民地をめぐる支配—被支配の関係は国際社会においては存在すべきではないという考え方が当たり前になる」、すなわち脱植民地化の流れが国際的トレンドになった時期がある<sup>40)</sup>。

我々の世代の多くの者は、1980年代末から90年代初めの「冷戦の終結」後に、米ソ協調や脱植民地化による平和の創出を期待したが、現実はその通りにはならなかった。木畑が指摘するように、今回の「プーチンの戦い」から、時代に逆行する要素を汲み取ることは可能である。問題は、ウクライナ侵攻が現象として、「帝国主義戦争」の性格をどれほど持つかであろう。国際関係の見方は多様であり、「支配—被支配」という観点から分析することには一定の意義がある。他方、現代世界を、国民国家体系を前提とする大国間の権力関係として捉えるとそれとは異なる風景を見ることができる。

本稿で論じてきた、39年のイギリスの選択を丁寧に検証する中に、侵略国（ここではヒトラー）への対応をめぐるイギリスの国民世論と政権中枢との相互関係性や歴史解釈の多様性（宥和政策・戦争直前の大国間外交）な

どの問題は、現代の国際紛争を分析する際の糸口になるものと考えられるのである。その際には、木畑が指摘した、「帝国主義戦争」の内容を検証することが大切であろう。すなわち第一次世界大戦とポスト冷戦後の地域紛争との差異に着目し、現在の戦争が大国による周辺国の侵攻の点で「新たな帝国主義戦争」なのか、地域紛争として拡大する可能性があるのか否かなどを吟味する必要がある。また、核の抑止（抑止戦略）の限界性および宥和的アプローチの有効性を検討することも意義がある。肝要なことは、平和構築をめざして何時だれがどのような方法で行うのかを、具体的にタイムテーブルとして策定することである。

39年のイギリスの選択がなぜ世界大戦への参戦に帰結したのか。戦争を回避するために、直前まで繰り広げられた大国間の交渉過程とは何だったのか。こうした命題の中にこそ、今日の紛争解決の糸口となる示唆が様々な形で潜んでいるものと考えられる。したがってその点を掘り起こすことの研究上の意義は、大きいのである。

## 註

- 1) A.J.P.Taylor, *The Origin of the Second World War*, London, 1983.  
A・J・P・テイラー、吉田輝夫訳、『第2次世界大戦の起源』講談社、2011年。  
戦争原因の研究を政治的対立から引き戻し、客観的に分析・解釈する姿勢を提示した点で研究上の意義がある。
- 2) 80年代までの欧米の研究動向について、木畑洋一「第二次世界大戦への道とイギリス」（『国際問題』216号、1978年、日本における研究動向については、佐々木雄太「欧米国際政治史、(二) イギリス」（『国際政治』61・62号、1979年）。
- 3) 齊藤孝『第二次世界大戦前史研究』東大出版会、1965年。木畑洋一「イギリスの対ドイツ宥和政策と東南欧」『歴史学研究』393号、1973年。木畑洋一「奇妙な戦争期におけるイギリスの対ドイツ政策」『教養学科紀要』（東京大学）第6号、1974年。佐々木雄太『三〇年代イギリス外交戦略』名古屋大学出版会、1987年。佐々木雄太「ミュンヘン協定の国際環境」『法政論集』（名古屋大学）第121号、1988年。ドイツ関係では以下の研究がある。栗原優『第二次世界大戦の勃発』名古屋大学出版会、1994年。綱川政則『ヨーロッパ第二次大戦前史の研究』刀水書房、1997年。イタリアの対外政策については、石田憲『地中海ローマ帝国への道』東京大学出版会、1994年。
- 4) 大久保明『大陸関与と離脱の狭間で—イギリス外交と第一次世界大戦後の西欧安全保障』名古屋大学出版会、2018年。藤山一樹『イギリスの対独「宥和」一九二四—三〇年』慶応義塾大学出版会、2019年。関静雄『ミュンヘン会談への道』ミネルヴァ書房、2017年。
- 5) F. Taylor, *1939: A People's History: The War Nobody Wanted*, London, 2019.  
フレデリック・テイラー、清水雅大訳『一九三九年 誰も望まなかった戦争』白水社、2020年。  
R. Overy, *The Twilight Years: The Paradox of Britain between the Wars*, London, 2009.  
リチャード・オヴァリー、加藤洋介訳『夕闇の時代 大戦間期のイギリスの逆説』九州大学出版会、2021年。
- 6) オヴァリー、前掲書、11-13頁。
- 7) オヴァリー、前掲書、304-305頁。
- 8) Documents on British Foreign Policy, 1919-1939, third.Series, (DBFPと略記vol. II, Nos.895, 896, pp.338-351.  
D.Faber, *Munich, 1938*, Newyork, 2008, pp.290-295.; Feling, op.cit., pp.365-367.
- 9) Ibid., No.928, pp.373-400.
- 10) Ibid., No.1033, pp.463-473.; No.1073, pp.499-508.  
R.Parkinson, *Peace for Our Time*, London, 1971, pp.35-38.
- 11) W.R.Rock, *Chamberlain and Roosevelt*, Columbus, 1988, pp.100-125.  
DIA.1938, vol. II, London, 1943, p.261.
- 12) F.テイラー、前掲書、34-35、64-66頁。
- 13) 斎藤、前掲書、230-231頁、佐々木、『30年代

- イギリス外交戦略』14-16頁参照。佐々木、『ミュンヘン協定の国際環境』105-106頁。
- 14) 渡邊啓貴編『ヨーロッパ国際関係史』有斐閣、2008年、64-65頁。  
大原俊一郎「大国政治における協調と多国主義」『グローバル・ガバナンス』第6号、2020年、58-59頁。
- 15) F.テイラー、前掲書、60頁。
- 16) Bernd-Jürgen Went *'Economic Appeasement'-A Crisis Strategy* in W.J.Mommsen & L.Kettenacker, eds., *The Fascist Challenge and The Policy of Appeasement*, London, 1983, pp.169-171.  
齊藤、前掲書、277-281頁、木畑洋一「イギリスの対ドイツ宥和政策と東南欧1938-39」、『歴史学研究』393号。
- 17) オヴァリー、前掲書、323-327頁。
- 18) F.テイラー、前掲書、234~235頁。
- 19) 佐々木、『30年代イギリス外交戦略』190-191頁、石田、前掲書、188-189頁。
- 20) DBFP, vol. XIX, No.660, pp.1083-1084.: No.662, pp.1084-1124.  
石田、前掲書、199~202頁、
- 21) F.テイラー、前掲書、387頁。
- 22) オヴァリー、前掲書、332-334頁。
- 23) DBFP, Vol.VII, No.145.
- 24) Ibid., No.283.
- 25) Ibid., No.477.
- 26) F.テイラー、前掲書、408頁。原典は、A.カドガン（外務次官）の日記。  
D.Dilks ed., *The Diaries of Sir.Alexander Cadogan, 1938-45*, London, 1971, p.2016.
- 27) DBFP, Vol.VII, No.537.
- 28) Ibid., No.490,498.
- 29) F.テイラー、前掲書、439頁。D.Dilks, op.cit., p.203.
- 30) DBFP, Vol.VII, No.622.
- 31) Ibid., No.583.
- 32) Ibid., No.632.
- 33) 藤山、前掲書、関、前掲書参照、ミュンヘン会談を宥和政策の頂点と捉える観点で叙述されている。
- 34) T.Taylor, *Munich: The Price of Peace*, London, 1979, pp.1001-1004.
- 35) 渡邊啓貴編、前掲書、62-65頁。ミュンヘンで合意された四大国の協調体制は、「大国の協調による周辺諸国の平和の現出」を意味する。
- 36) D.C.Watt, *How War Came*, Lnnodon, 1989, pp.615-617.  
J.Lukacs, *Faive Days in London, May 1940*, New Haven, 2001, pp.1-2.
- 37) オヴァリー、前掲書、342頁。
- 38) オヴァリー、前掲書、328-329頁
- 39) 木畑洋一、「歴史の針を巻き戻すプーチンの戦争」『法と民主主義』568号、2022年、22-23頁。
- 40) 同上、22頁。以下も参照のこと。木畑洋一「今を見る眼と歴史 ロシアのウクライナ侵攻から考える」『歴史はなぜ必要なのか』岩波書店、2022年。